

冬季の大雪による被害を受けた果樹生産者の皆様へ

－被害果樹の植替えや、植替え後の未収益期間に要する経費を支援します－

令和8年2月の大雪・低温により、湘南ゴールドやレモン等のかんきつ類に大きな被害が発生したことを受けて、「**自然災害時の特例**」による**被害果樹の植替え（改植）**や、植替え後の**未収益期間における経費の支援**が受けられます。

【具体的な支援の内容】

改植を行う園地の取組支援

1 改植に要する経費への支援

（1）慣行樹形（主なもの）

23万円/10a うんしゅうみかん等のかんきつ類

（2）省力樹形（主なもの）

111万円/10a 根域制限栽培（うんしゅうみかん等のかんきつ類）

2 未収益期間に要する経費への支援

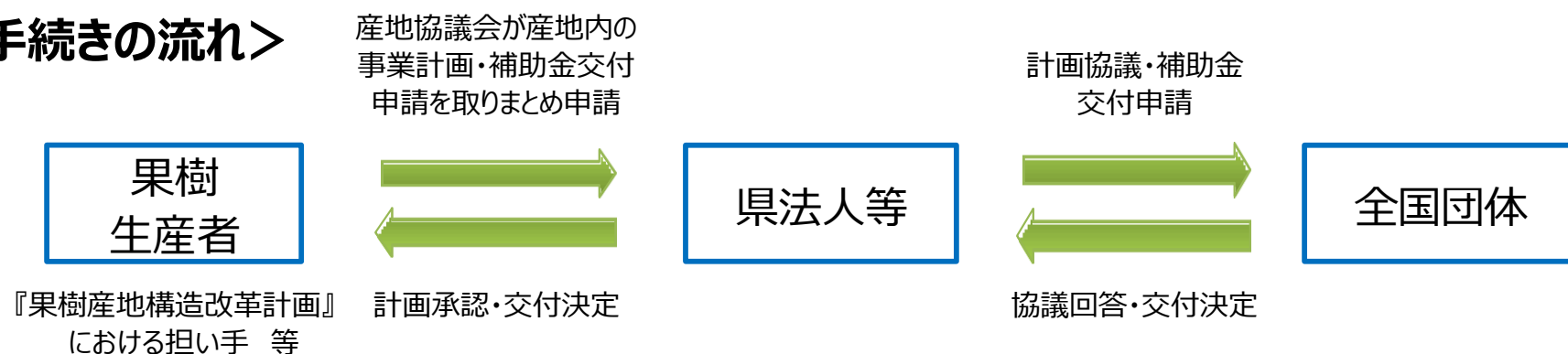
改植後の幼木の管理に必要な肥料代・農薬代に対し、**22万円/10a**（5.5万円/10a×4年分）を一括交付します。

【自然災害時の特例】

- ① 同一品種への改植も支援対象です。
- ② 被災樹体ごと（1本単位）の改植が可能です（被災樹体を含めた改植の総面積が生産者ごとに概ね2a以上であれば支援対象）。
- ③ 漸進更新（被災樹体を活用しながら園地を更新する取組）が可能です。

※令和9年度以降に改植を行う場合も上記の特例が適用されます。

<手続きの流れ>



※本事業を活用するためには、生産出荷団体、市町村、生産者の代表者、普及指導センター、農業委員会、農地中間管理機構、農業共済組合等で組織する協議会（産地協議会）を設立し、産地協議会で果樹産地構造改革計画の策定が必要となります。

お問合せ先

事業の実施について具体的に検討されたい方は、下記へご相談ください。

- 一般社団法人 神奈川県果実協会 TEL：0463-53-1744
- 神奈川県環境農政局農水産部農業振興課 TEL：045-210-4427